

令和3年11月22日

愛知教育大学

令和4年度外国人留学生選抜における新規入国の受入れについて

これまで一時停止となっていた外国人の新規入国について、新型コロナウイルス感染症に係る水際措置に関する見直しが行われ、11月5日に発表された「水際対策強化に係る新たな措置（19）」のとおり、日本国内の受入責任者から業所管省庁へ提出した誓約書及び活動計画書を含む申請書式が事前に業所管省庁の審査を受けたことを条件に、①商用・就労目的の短期間（3月以下）の滞在者及び②長期の滞在者の新規入国が原則として認められることになりました。

外国人であって、令和4年2月26日（土）に本学で実施される外国人留学生選抜の受験のため入国を希望される方は、上記①に該当した新規入国が可能ですので、その場合は審査手続きを円滑に行うため、令和3年11月30日（火）までに必ず本学入試課までご連絡ください。

なお、新規入国にあたっては、原則として入国後14日間の防疫措置が必要となり、その間の滞在費用として、渡航費用等の他に20万円程度の費用が必要となることにご注意ください。

また、民間医療保険（海外旅行保険含む）への加入が必須となるほか、陽性になった場合は受験が不可となり、治療のための入院費用や検査費用も自己負担となりますので、あわせてご注意ください。

愛知教育大学 学務部入試課

TEL : 0566-26-2202・2203

nyushi@m.auecc.aichi-edu.ac.jp